

(公印省略)

令和4年11月29日

川西市議会議長

西山博大様

総務生活常任委員長

岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年11月29日）

1. 議案第70号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

人事院の国家公務員給与改定勧告等及びこれに対する国の措置等を踏まえ、一般職の職員、特別職に属する常勤の職員、市議会議員及び一般職の任期付き職員の給与を改定するとともに、給与体系の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 人事院勧告によると、国家公務員と民間との給与較差が921円、0.23%と示されているが、本市職員の給与と民間との較差の状況について伺いたい。

答 本市においては、民間給与との較差を直接比較することが不可能であるため、従前より、国の人事院勧告に準拠することによって民間給与との均衡を図ってきたところである。

今回の条例改正では、平成28年と29年の人事院勧告に合わせた改定を行わなかった分についても、あわせて改定していることから、民間給与との均衡は、一定、図れているものと考えている。

問 人事院勧告では、民間の初任給の動向も踏まえて総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給で3000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4000円引き上げることとなっているが、本市における初任給の改定の詳細について伺いたい。

答 本市における一般職の初任給については、高卒で15万1800円、大卒で18万2200円であるものを、今回の給与改定で令和4年4月1日にさかのぼり、高卒で15万8300円、大卒で18万7700円とすることとしている。また、近隣市の動向を踏まえ、令和5年4月からは高卒で16万3000円、大卒で19万3500円に増額しようとするものである。

問 今回の給与改定は人事院勧告に準拠して実施するとのことであるが、本市の給与改定に係る近年の動向やラスパイレス指数の推移について伺いたい。また、人事院勧告に準拠した改定以外の市独自の取り組みについて伺いたい。

答 本市の給与改定の動向については、平成28年及び29年は人事院勧告に準拠する給与改定を見送ったものの、30年と令和元年は勧告に準拠して改定しており、その

後、令和2年、3年は給与月額に変動がなく改定を行っていない。また、ここ5年間は、市独自で管理職の給与を2.5%から3.5%カットするとともに、管理職手当を10%カットしており、その結果、ラスパイレス指数については、平成30年度から100を切る状況にあり、4月以降も同様の傾向となる見込みである。

問 今回の改定で、勤勉手当が0.1カ月分引き上げられているが、国民健康保険事業における交付金の申請誤りによる補填措置として、管理職については一部引き上げが凍結されている点について、その影響人数、影響額について伺いたい。

答 今回引き上げ額の一部凍結の影響を受ける人数は、課長補佐以上の職にある200人超であり、その影響額は冬の一時金で約400万円と見込んでいる。

特記事項

議案質疑資料あり（1. 人事院勧告による一般職及び特別職の職員、市議会議員、会計年度任用職員等の給与・手当等の改正内容それぞれの影響人数と影響額について）

審査結果 原案可決（賛成多数）